

2021年1月30日

国鉄労働組合

第191回拡大中央委員会議事規則（案）

本議事規則は国鉄労働組合同規約第21条・22条・23条および規約第37条・38条・39条にもとづく第191回拡大中央委員会の審議を円滑に行うことを目的に定めるものとする。

第1章 議事運営

（中央執行委員会の任務）

中央執行委員会は、本議事規則の制定を含め、次の事項について審議決定し、その結果を中央委員会に報告する。

- (1) 議長、副議長の選出手続
- (2) 議事混乱の時の収拾
- (3) 動議の取り扱いと処理
- (4) 来賓の祝辞、祝電の取り扱い方
- (5) 議事日程の編成と変更
- (6) 表決の方法、管理について議長に対する進言
- (7) その他議事運営について必要な事項

（中央委員会役職員）

中央委員会に次の役職員をおく。

委員会書記長 1名

委員会書記 若干名

（中央委員会役職員の任務）

中央委員会書記長は、議長の指示により、委員会事務を処理する。

中央委員会書記は、委員会書記長の指示により、委員会事務に従事する。

第2章 議 事

(会議公開の原則)

中央委員会の審議は原則として本会場ならびにあらかじめ指定したWeb上において公開する。

(発 言)

委員会で発言しようとするときは、本会場およびWeb出席を問わず、すべて議長に通告して、その指名を受けなければならない。またWeb出席により発言を行う場合は、発声による通告と同時にその旨を予め指定した用紙により議長に意思を表示し、指名を受ける。

(議長の権限)

議長は、会議の運営上必要と認めたときは発言を停止することができる。

2 Web上において通信障害等の不測の事態が生じた場合、もしくは中央委員よりその申し出等があった場合は議事を中断もしくは休会することができる。

(その他)

3 前項について不服のときは中央執行委員会に申し入れ、その審議を求めることができる。

第3章 議案および動議の提出

(動議提出の方法)

動議を出そうとするときは、その案を具え、理由を付し、国鉄労働組合議事規則第25条1に準じて中央委員の3名以上の賛成者を連署して、本部に提出する。

(議長等の不信任動議)

議長もしくは副議長の不信任に関する動議及び中央執行委員会の不信任に関する動議は、国鉄労働組合議事規則第25条2に準じて中央委員の7名以上の連署をもって、本会議に提出する。

(議事運営不信任動議)

議事運営の不信任に関する動議は、国鉄労働組合議事規則第25条3に準じて中央委員の7名以上の連署をもって、直接議長に提出する。

第4章 審議および採決

(議案の審議)

議案は、中央委員会で審議する。

(動議の優先)

不信任に関する動議及び議事運営に関する動議は優先して審議しなければならない。

(無記名投票)

重要議案の採決にあたり、議長が必要と認めたとき又は国鉄労働組合議事規則第27条に準じて中央委員の7名以上の要求があったときは、本会場およびWEB出席を問わず、無記名投票で決める。

(採決の方法)

同一議案について数個の修正案が提出された場合は、議長が採決の順序を決める。その順序は原則として原案に遠いものから先に採決する。

(原案の採決)

修正案がすべて否決されたときは、原案について採決しなければならない。

(過半数に達しない場合)

修正案及び原案が共に過半数の賛成を得なかった場合に、中央委員会において廃棄しないものと議決したときは、特別の委員会を設け、これに付託してその案を起こさせることができる。

第5章 傍聴者

(傍聴)

会議の傍聴者は、あらかじめ指定されたWeb上で傍聴する。その取り扱いについては、中央執行委員会が判断する。

(傍聴の発言)

傍聴者は、会議で発言したり、議事の妨害になるような行為をしてはならない。また、通信障害等により傍聴が遮断された場合には速やかに復旧に努めることとする。但し、その責任・義務は生じない。

以上